

安全の担当者を

配置してみませんか



※ 各種商品小売業、家具等小売業、燃料小売業を除く

安全の担当者、なぜ必要？

- 労働災害は小売業、飲食店、社会福祉施設でも発生しています。転倒、やけど、切創、腰痛などです。



指切っちゃうとか



転んじゃうとか

- そこで、**小売業、飲食店、社会福祉施設**といった業種の事業所で、**職場の安全を担当する方（安全推進者）**を自主的に配置いただき、労働災害防止に一層取り組んでいただければと、厚生労働省ではこの度、ガイドラインを策定しました。

それで、何をするの？

- 転倒や腰痛は日常生活でも起こるから仕方ないと思うのではなく、きちっとした安全対策を社内で行っていただくことが大事です。
- 安全推進者の仕事は例えば、次のようなものです。

職場環境や作業方法の改善に関すること

従業員の安全意識の啓発や教育に関すること



安全作業

安全推進者って、どんな人がいいの？

- 一生懸命にやってくれる方がいいです。
- もし、社内に安全の業務に携わったことのある人がいれば、そういう経験者の方が良いです。
- はじめてで知識を身につけたい場合は、例えば、安全衛生推進者講習を受講されると参考になります。
- 安全推進者を配置したら、職場の見やすいところに氏名を掲示しておく、職場の意識も出てきますね。



みんなと元気に働きたい、お客様に安心したサービスを提供したい。

うちも**安全推進者を配置してみよう～ね！**

参考：労働安全衛生法 施行令

第二条 労働安全衛生法（以下「法」という。）[第十条第一項](#)の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人

二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

三 その他の業種 千人

このチラシの内容に関するお問合せは

沖縄労働局健康安全課（☎ 098-868-4402）

又は 最寄りの労働基準監督署

までお気軽にお願いします。